



消費者庁新未来創造戦略本部
Strategic Headquarters for Frontiers of
Consumer Policy
Tokushima, Japan

消費者庁新未来創造戦略本部 子どもの事故防止プロジェクト・レポート

令和3年5月 31 日

子どもの事故防止に関する啓発活動の在り方について

ポイント

- ・ 2,000名規模の事業体に行ったアンケート調査において、7割が職場を通じて子どもの事故防止に関する情報を受け取りたいと回答。職場を通じた啓発は効果的な啓発手法として検討し得る。
- ・ 消費者庁が発信している子どもの事故防止に関する情報は高い評価を得たが、消費者庁の取組自体を知らない人が多かったことから、より多くの人に認知してもらう必要がある。

1. はじめに

消費者庁では、「子どもを事故から守る！プロジェクト」を立ち上げ、防げる事故を起こさないためには何をしていくべきかという「予防」の観点に立って、子どもの事故防止の取組を実施してきました。

平成 29 年度には、徳島県内の0～6歳児の保護者、出産予定夫婦及び保育士を対象とした子どもの事故防止に関する意識調査を行いました。その結果、①保護者の事故防止対策の実施率向上において普及・啓発が重要であること、②正しい知識・認識を持っている割合は父親と比べ母親の方が総じて高いこと、③初めて子育てする保護者には早い段階での啓発が有効であり、子育て経験のある保護者に対してもしっかりと啓発していくこと等が重要であると分かりました。

上記の結果を踏まえ、子どもの事故防止に関する情報を確実に保護者に届けるための新たなルートによる啓発の可能性や子どもの事故防止に関する情報の入手方法等について調査しました。

2. 調査方法

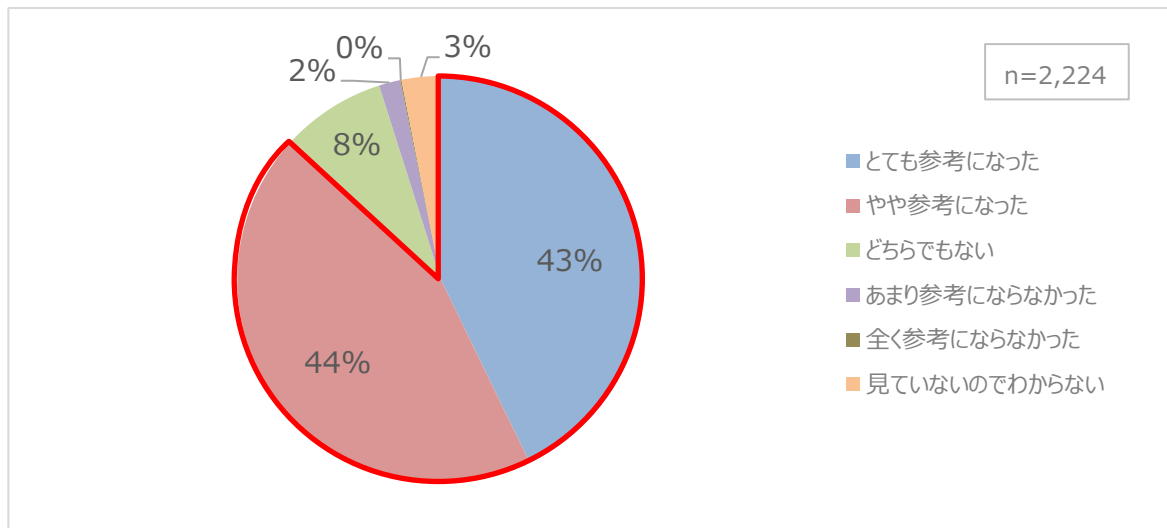
調査は、2,000 名規模の事業者の協力を頂きアンケート形式で行いました。子どもの事故防止に関するアンケート調査の案内をメールにて配信し、案内メールを受け取った方は、消費者庁の「子どもの事故防止のウェブサイト」¹を閲覧した後、同サイト内でアンケートに回答します。本調査の案内は、子どもの有無等の家族構成に関係なく配信し、回答期間を約3週間設けました。

3. 調査結果

(1) 新たなルートによる啓発

消費者庁の「子どもの事故防止のウェブサイト」について、約9割が「とても参考になった」、又は「やや参考になった」と回答しています。(図表1)

図表1. 「子どもの事故防止の情報を見て、参考になる情報はあったか」に対する回答

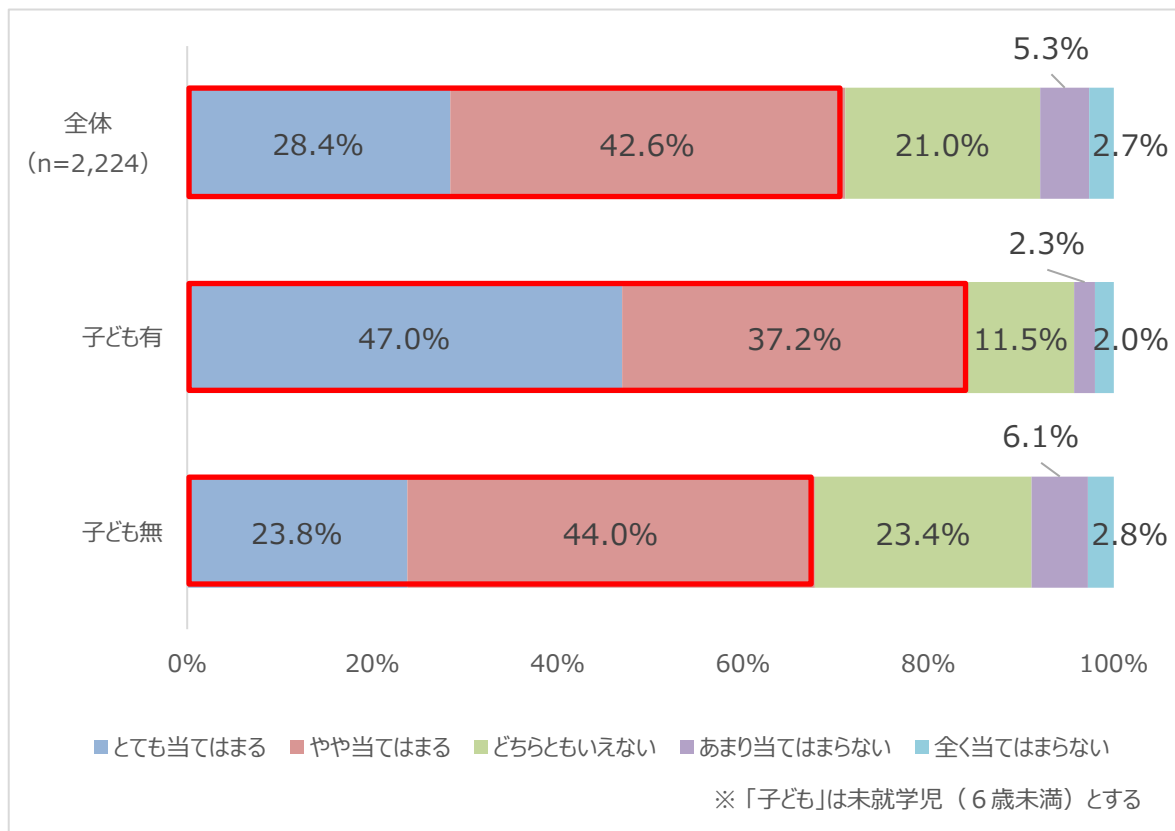


¹ 「令和2年度 子どもの事故防止調査(特設ページ)」

URL: https://www.caa.go.jp/policies/future/project/project_005/investigation/

また、「今後も職場を通じて、子どもの事故防止の情報を受け取りたいか」という問いについては、約7割が「とても当てはまる」、又は「やや当てはまる」と回答しています。さらに、子ども²がいる人、いない人で分けてみると、子どもがいる人が約8割強、子どもがいない人でも約7割が「とても当てはまる」、又は「やや当てはまる」と回答しており、職場を通じた啓発方法は一定の効果が見込めると考えられます。(図表2)

図表2. 「今後も職場を通じて、子どもの事故防止の情報を受け取りたいか」に対する回答



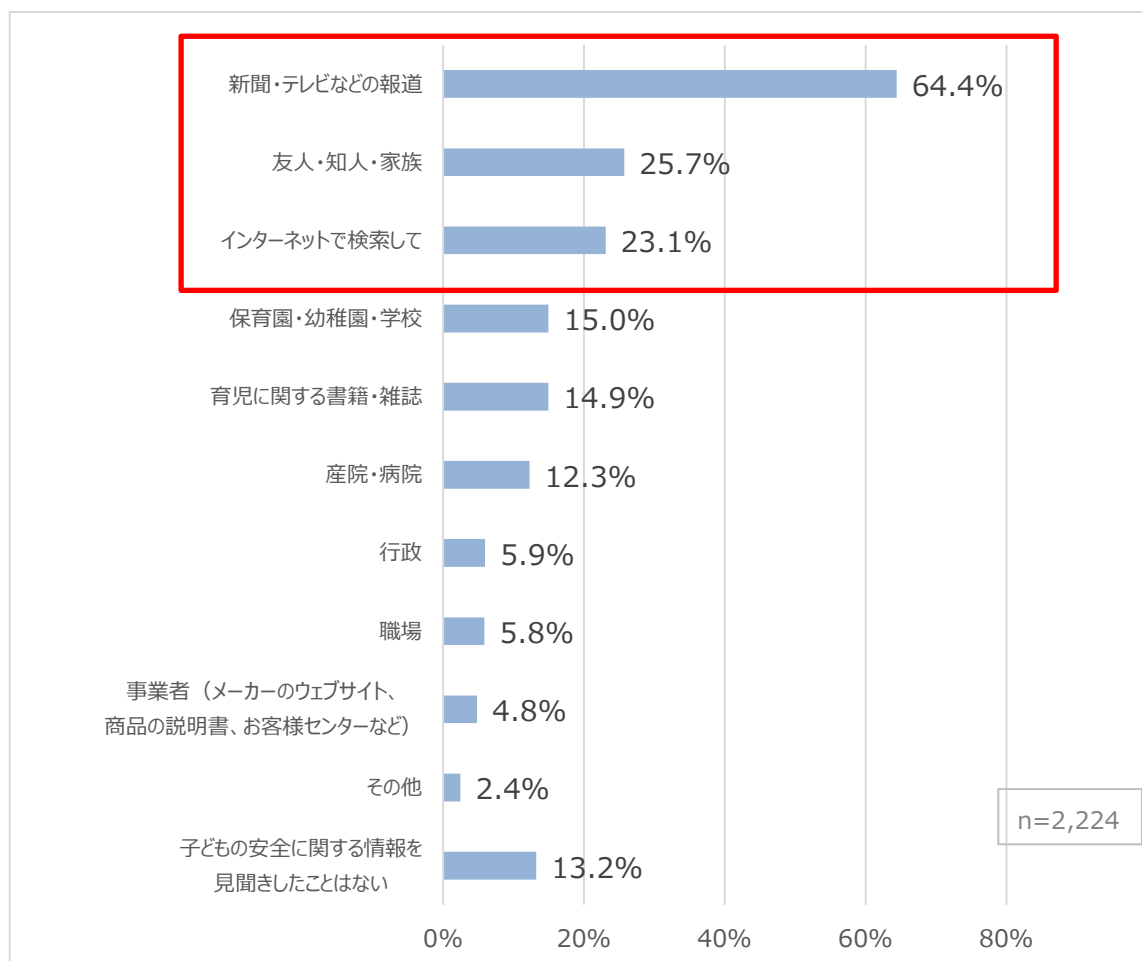
² 未就学児（6歳未満）

(2) 情報の入手先からみる効果的な情報発信

次に、子どもの事故防止に関する情報の入手先について尋ねたところ、「新聞・テレビなどの報道」と回答した人が約3分の2と最も多く、次いで、「友人・知人・家族」や「インターネットで検索して」が約4分の1でした。報道や友人などからの事故に関する情報は、事故の発生場面や危険の度合いなどを具体的にイメージしやすく、また手軽に情報に接することができることから、身近な問題として捉えやすいと考えられます。保護者や子どもの周りにいる大人が子どもの事故を現実起こり得ることとして認識していれば、事故防止に向けた対策に取り組みやすくなるでしょう。

これらのことから、今後は、消費者庁が使用する媒体においても、具体的な事例を挙げて、イメージのしやすさを意識した情報発信を行うことが重要です。(図表3)

図表3. 「今までに子どもの事故防止に関する情報を見聞きしたことがあるか。ある場合はどこで見聞きしたことがあるか。」に対する回答（複数回答）

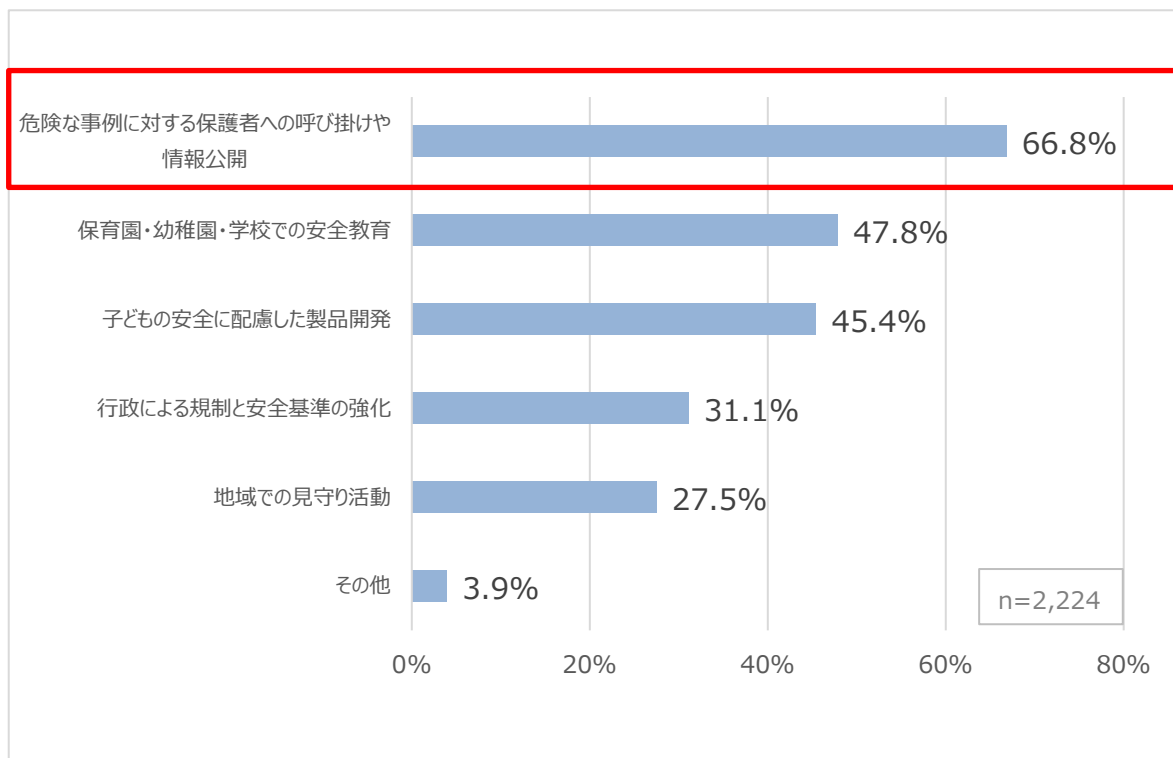


(3) 子どもの事故防止に向けて求められている取組

次に、子どもの事故防止のために社会全体でより一層取り組んでほしいことは何かの問いに対し、約7割が、危険な事例に対する保護者への呼び掛け等に取り組んでほしいと回答しました。

消費者庁では、これまでも消費者庁ウェブサイトでの注意喚起、記者公表、子ども安全メール、子どもを事故から守る！ツイッターや子どもの事故防止ハンドブックの配布等により、保護者への呼び掛けや情報提供を行っており、今後も繰り返し啓発していくことが重要であると考えられます。(図表4)

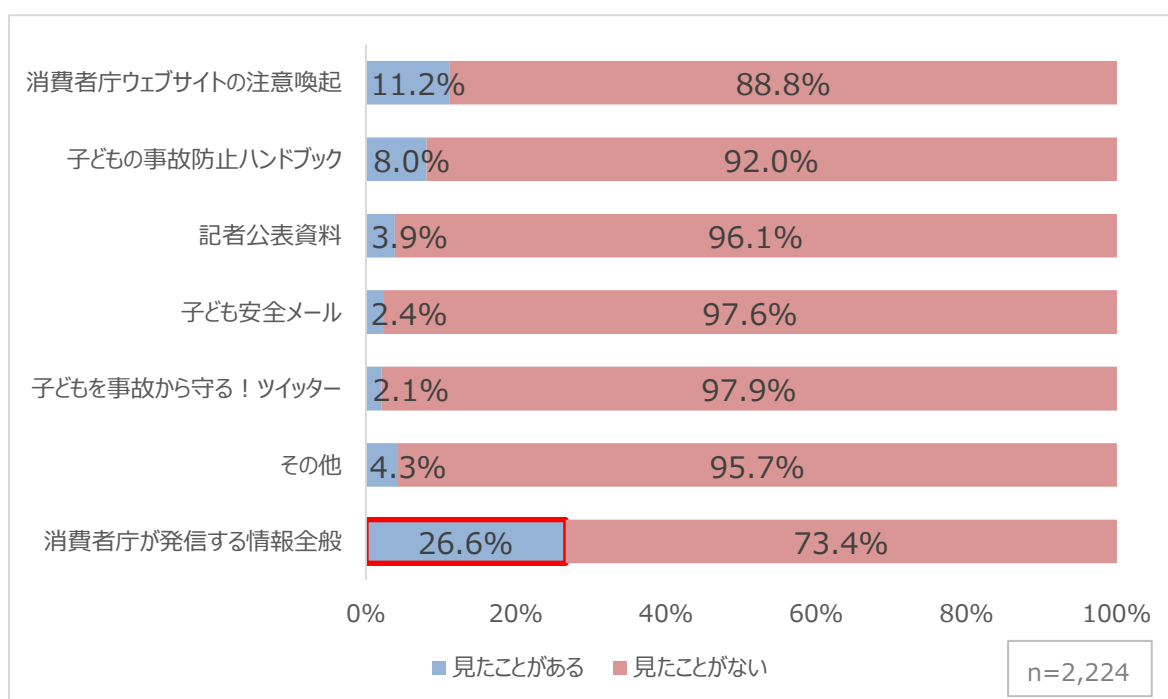
図表4. 「子どもの事故防止のために社会全体でより一層取り組んで欲しいことは何か」に対する回答（複数回答）



(4) 消費者庁の子どもの事故防止に関する取組の認知度

消費者庁が取り組む子どもの事故防止に関する啓発活動の認知率は低く、約4分の1でした。今回の調査で、消費者庁の子どもの事故防止のウェブサイトには参考になる情報があると回答した人が約9割と多かった(図表1)にもかかわらず、あまり認知されていないことが分かりました。今後は、参考となる情報をいかに多くの人に認知してもらうかが重要となります。(図表5)

図表5. 「消費者庁が発信する子どもの事故防止に関する情報を見聞きしたことはあるか」に対する回答(複数回答)



4. 効果的な啓発を行うためには

消費者庁の子どもの事故防止のウェブサイトには参考になる情報があると回答した人は約9割でしたが、一方で、消費者庁が取り組んでいる子どもの事故防止に関する情報発信の媒体については、まだまだ多くの人に認知されていないことが分かりました。

今後は、子どもの事故防止に関する啓発のための情報発信を更に強化するとともに、今回の調査で一定の需要があると分かった職場を通じた啓発を始め、情報の内容に応じた発信方法や媒体を検討していきます。

【問合せ先】

消費者庁 新未来創造戦略本部(消費者安全課)

担 当 : 福居、上野、土方

電 話 : 088-600-0024、088-600-0014

FAX : 088-622-6171